

(1) 申請時：申請書類の受付について

Q1-1 申請書はどこでもらえますか？

A 三沢市役所本館2階政策調整課で配布しているほか、三沢市移住サイトからダウンロードできます。

Q1-2 申請書の提出は、本人以外でもできますか？

A 住宅建築の施工依頼等を受けた事業者が、提出を代行することは可能です。
ただし、その際は委任状（別紙2）が必要となります。

Q1-3 申請書を郵送してもいいですか？

A 郵送でも受け付けておりますが、受付期間内（前期:5/15～5/26 後期:10/2～10/13 いずれも9:00～16:00）での必着をお願いいたします。申請書到着後、内容を確認させていただき、不備等がある場合はご連絡いたします
ので、必ず連絡先を記入してください。なお、上記受付期間内に申請書類がすべて揃わない場合、受付出来ません
のでお早めにご提出ください。

Q1-4 申請受付は先着順になるのでしょうか？

A 申請受付期間内であれば、受付順は問いません。

Q1-5 受付期間内の申請件数や申請額はわかるのでしょうか？

A 受付期間終了後、三沢市移住サイトにて情報を公開いたします。

Q1-6 申請額が予算額に達した場合は、どうなるのでしょうか？

A 受付期間内に申請の受け付けをした方々を対象に、後日抽選を行います。
なお、前期抽選で漏れた方は後期に申請することも可能です。

Q1-7 申請書等に不備がないか不安です。申請前に相談や確認をしてもらうことは可能でしょうか。

A 対応可能です。ただし、事前に担当（政策調整課：0176-53-5111（内線532））までご連絡いただき、来庁日時を調整していただくようお願いいたします。

(2) 申請時：必要な書類について

Q2-1 住宅を建て直しするため、一度貸家住まいをした場合、どちらの住所で申請すればいいですか？

A 申請書を提出するときの住所地で申請してください。

Q2-2 新築と新築住宅以外の住宅はどのように区分されるのですか？

A 完成の日から1年以内の住宅を新築、完成の日から1年を超える住宅または居住されたことがある住宅を新築以外の住宅としています。

Q2-3 住民票はいつ時点のものを提出すればいいですか？

A 提出日時点で取得したものまたは提出日前3カ月以内に取得したものを提出してください。

Q2-4 市外から転入した場合の加算を得るためには、いつ時点の住民票が必要ですか？

A 必要な住民票は以下の【】に記載するものです。

①「県内」→「三沢市」（50万円）・・・【現在の住民票】

②「県外」→「三沢市以外の県内市町村」を経由して「三沢市」（80万円）

・・・【現在の住民票+経由した市町村の住民票または戸籍の附票の写し】

「県外」→「三沢市」（80万円）・・・【現在の住民票】

Q2-5 契約金額の内訳がわかる書類とは、見積書のことですか？

A 見積書ではなく、契約書の内訳書を提出してください。

Q2-6 確認申請前の状態で助成金を申請することは可能ですか？

A 確認申請前、申請中の場合、助成金の申請はできません。
助成金申請時に確認済証を提出してください。

Q2-7	中古住宅の建築確認について、なかには建設時や増改築の際に建築確認をとっていない物件もありますが、 どうすればいいですか？
A	中古住宅であっても建築確認済証明、又は建築検査済証明は必要です。 証明がない場合または証明発行当時の面積と現況面積を比較し10㎡以上の変更がある場合は、理由書（様式は任意）をご提出いただき、その内容を審査し、助成金の対象可否を判断します。 なお、証明書を取得するために要する費用は、助成対象経費に含まれます。
Q2-8	申請時の書類に、位置図、平面図、立面図とありますが、「確認済」印が押されていない図面での提出は可能でしょうか？
A	建築確認申請後、「確認済」印の押された図面を提出してください。 なお、検査機関によっては、押印がない場合もありますので、その際は担当にお伝えください。
Q2-9	中古住宅を購入する際に、図面等が存在していない場合がありますが、新たに図面を作成しなければなりませんか？ また図面作成者は必ず建築士でなければなりませんか？
A	申請には平面図、立面図の提出が必要となりますので、作成をお願いします。 この場合、建築士が作成した図面としてください。 なお、図面作成費用は、助成対象経費に含まれます。
Q2-10	前期の受付に申請したが、抽選の結果、助成を受けられないこととなりました。 後期での再申請を考えたいのですが、申請書類等を再度作り直す必要があるのですか？
A	新たに作成する必要はありません。落選された方や取下げをされた方には、申請書等を返却しますので、 前期 申請日に二重線を引き、後期申請日に訂正の上、ご提出ください。 なお、住民票につきましては、発行から3カ月を経過した場合、再取得していただくようお願いします。

(3) 申請時：申請の対象範囲について

Q3-1 令和5年3月に契約をしたのですが、対象となりますか？

A 対象となりません。令和5年4月1日以降の契約のみ対象となります。

Q3-2 新築に際し、外構整備や車庫を建築する場合も対象となりますか？

A カーポートや門扉など、住宅の付属建築物、構造物は対象となりません。
中古住宅の場合も同様です。

Q3-3 店舗との併用住宅は対象となりますか？

A 延床面積の1/2以上が居住用部分で、生活に必要な台所、浴室及びトイレを備えていれば対象となります。

Q3-4 共同持分で住宅を取得した場合も対象となりますか？

A 対象となります。
その場合は、持分が一番多い方（皆同じ持分の場合はいずれか1人）の名義で申請することができます。

Q3-5 申請者以外の名義で登記した場合は対象となりますか？

A 対象となりません。

Q3-6 土地だけ購入した場合は対象となりますか？

A 対象となりません。

Q3-7 契約日より前に支払った土地の手付金等は対象となりますか？

A 対象となりません。
ただし、契約日以前に発生した必要経費のうち、令和5年4月1日以降に発生した経費は対象となります。

(4) 申請時：助成金額の算出方法について

Q4-1	市内事業者で施工した場合は、上限100万円となっていますが、市内に支店のある事業者でも対象となりますか？
A	対象となりません。（その場合、上限は50万円となります） あくまでも、施工事業者が三沢市内に本社・本店を有する場合、または三沢市に住民登録をしている場合に限り、 上限が100万円となります。
Q4-2	土地と建物で助成額が異なるので、別々に計算すると思いますが、建売住宅などで登記手続きを一緒に行った 場合、登記費用を分けることが難しい場合はどうなりますか？
A	建物（住宅）分の経費として計算します。

(5) 申請時：助成金額の転入加算について

Q5-1 転入加算の対象となる場合、必要な住民票はどこで発行してもらえばいいですか？
A 必要な住民票は以下の【】に記載するものです。（※Q2-4再掲） ①「県内」→「三沢市」（50万円）・・・【現在の住民票】 ②「県外」→「三沢市以外の県内市町村」を経由して「三沢市」（80万円） ・・・【現在の住民票+経過した市町村の住民票または戸籍の附票の写し】 「県外」→「三沢市」（80万円）・・・【現在の住民票】
Q5-2 令和5年4月1日に三沢市に転入しました。以前、三沢市に住んでいたことがあります。転入加算の対象となりますか？
A 令和3年3月31日までに三沢市を転出したことが、住民票等で確認できれば対象となります。

(6) 申請時：助成金額の対象外経費について

Q6-1 対象外経費にはどんなものがありますか？

A 以下のとおりです。

※必要に応じて、随時追加することがあります。

工 事 費 ... テラス工事、店舗併用住宅の店舗部分工事、車庫(ビルトインガレージを含む)代、ウッドデッキ代

サンデッキ代、サンルーフ代、パティオ（中庭）代、ルーフガーデン代、改修工事費（リフォーム代）

TVアンテナ（BS・CS）代

付 帯 工 事 費 ... 外構工事費（例：駐車スペース、庭、門、フェンス、カーポート）、建物解体工事費、物置代（住宅

内物置スペースを除く）、電柱引き込み工事、縁石撤去費用

税・手数料等 ... 固定資産税、火災保険料、団体信用生命保険料、金融機関保証料、銀行関連手数料、銀行

関連借入保証料、銀行関連印紙代、農協組合加入権、銀行関連つなぎ融資費用

そ の 他 ... 賃借料（「私道使用許諾に係る費用」を含む）、仮住まい費用（家賃、引越し代）、祭事費（地鎮祭

費用、上棟式費用）、家具代、前払金（4月1日前支払のもの）、補助金申請費用

※なお、ビルトインガレージや店舗と併用する場合で、居住用部分のみの取得費用が不明なものについては、建物全体の面積に占める居住部分の面積の割合に応じて助成金額を算出します。

(7) 申請時：他の補助金との併用について

Q7-1	中古住宅を購入し、リフォームをしようと思いますが、三沢市の「住宅リフォーム事業費補助金」との併用はできますか？
A	可能です。 実績報告時までに三沢市の「住宅リフォーム事業費補助金」を申請している場合は、対象経費から控除します。

Q7-2	助成金と併せて、省エネルギー住宅補助金など、他の補助金を受けることはできますか？
A	要件を満たしていれば、併せて助成金を受けることができます。 その場合は、取得経費から受領する補助金の額を控除し、助成対象経費とします。「すまい給付金」や「長期優良住宅補助金」なども同様です。

(8) 実績報告時：必要な書類について

Q8-1 実績報告の提出期限は、いつまでですか？

A 居住開始の日から30日を経過した日、又は令和6年2月29日のいずれか早い日までです。登記手続きなど事務手続きの遅延による期限超過は基本的に認められませんのでご注意ください。
なお、天災など事業者及び交付決定者の責によらない事由により提出することが困難となった場合は、ご相談ください。

Q8-2 登記簿謄本の写しとありますが、登記完了証の写しでもいいでしょうか？

A 登記完了証ではなく、全部事項証明書の写しを提出してください。
また、所有権移転の部分の住所が新住所となっているもの（最新の状態のもの）での提出をお願いします。

Q8-3 領収書の写しは、事業者の控えの写しでもいいでしょうか？

A 事業者の控えの写しは認められません。
申請者が保有する領収書の写しの提出をお願いします。（相手方の押印及び収入印紙が貼付されているもの）

Q8-4 支払いを証する書類の写しを提出することとありますが、住宅ローンでの支払いのため領収書がありません。この場合何を提出すればいいでしょうか？

A 住宅ローンなど金融機関を通じて事業者へ支払った場合は、金融機関から渡される振込金受取書もしくは振込受付書など、申請者から事業者へ支払ったことがわかる書類の写しを提出してください。
また、ネット銀行などであれば取引履歴証明書などを提出してください。

Q8-5 住宅の写真（4方向から）とありますが、正面、背面、左右側面でしょうか？
その場合、隣の家との距離が近すぎて側面の写真が撮れませんが、どのようにすればいいでしょうか？

A 4方向については、正面、背面、左右側面を指します。
隣の家との距離が近いなど、撮影が難しい場合は斜めなどから撮影していただいても構いません。

Q8-6 登記の手続きが遅れ、実績報告が間に合いません。どうしたらいいでしょうか？

A 令和6年2月29日までに間に合わない場合、助成金の交付ができません。
ただし、事業者及び交付決定者の責によらない事由により、実績報告が間に合わない場合は、理由書を提出していた
だくなどして、助成金交付の可否について審議することとしています。

(9) 実績報告時：町内会への加入について

Q9-1 町内会への加入は必須ですか？

A 町内会へ加入していただくことが条件です。

実績報告時に、町内会長の印が押された町内会加入証明書（様式第8号）を提出してください。なお、どの町内会に

該当するか分からない場合は、広報広聴課（53-5111（内線214））へお問い合わせください。

(10) その他：申請住宅に居住できなくなった場合

<p>Q10-1 助成金の申請中に転勤することが決まりました。 家族は三沢市に残りそのまま住み、自分自身（申請者）は単身赴任する予定ですが、この場合助成の対象とならなくなるのでしょうか？</p>
<p>A 三沢市からの転居が助成金の確定前であれば、対象となりません。同居する方が申請者と同額の経費の持分の場合、変更申請により申請者を変更していただくことで、助成金の対象となる場合があります。その際、申請額が変更となる場合がありますので、一度ご相談ください。</p>
<p>Q10-2 助成金の交付（振込）後に転勤することが決まりました。 家族は三沢市に残りそのまま住み、自分自身（申請者）は単身赴任する予定ですが、この場合助成金の返還対象でしょうか？</p>
<p>A 実績報告時の居住者（どなたか1人でも）が住み続ける場合は、返還の対象となりません。ただし、全員が転出した場合、居住開始の日からの経過年数に応じて、次のとおり助成金を返還していただくこととなります。</p> <p>居住開始の日からの経過年数が・・・</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1年未満の場合、助成金額の100%・ 1年以上2年未満の場合、助成金額の80%・ 2年以上3年未満の場合、助成金額の60%・ 3年以上4年未満の場合、助成金額の40%・ 4年以上5年未満の場合、助成金額の20%

Q10-3 住宅を譲渡しなければならなくなった場合はどうなりますか？

A 住宅を取得した日から5年を経過しないうちに対象住宅を譲渡した場合、居住開始の日からの経過年数に応じて次のとおり助成金を返還していただくこととなります。

居住開始の日からの経過年数が・・・

- ・ 1年未満の場合、助成金額の100%
- ・ 1年以上2年未満の場合、助成金額の80%
- ・ 2年以上3年未満の場合、助成金額の60%
- ・ 3年以上4年未満の場合、助成金額の40%
- ・ 4年以上5年未満の場合、助成金額の20%

(1 1) その他：令和5年度以降の実施予定について

Q11-1 平成28年度から事業を行っていますが、令和6年度以降も実施しますか？

A 令和6年度以降の実施は未定です。

(12) その他：事業内容変更（取下げ）承認申請書について

Q12-1 様式第4号事業内容変更（取下げ）承認申請書はどのような場合に提出するものですか？

- A 交付決定内容に変更が生じる際に提出していただくこととなります。主な事例は以下のとおりです。
- ・契約金が減額になり、交付決定額にも変更が出た場合。（交付決定額に変更がない場合は不要です）
※契約金増額による変更申請は受け付けておりませんので、ご了承ください。
 - ・婚姻等により、申請者の氏名に変更があった場合。
 - ・交付決定後に、本助成金の交付要件を満たせなくなり、申請を取り下げる必要が出た場合。